

家族信託編

家族信託_⑤ ～遺言と信託～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.2. 20

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託⑤ ～遺言と信託～

遺言書と家族信託は併用できるのですか。



併用はできます。遺言書は一代限りの指定ですが、信託だと受益者を連続して指定することもできます。



受益者を連続して指定できるってどういうことですか。



事例では先祖代々の土地を一旦、妻が相続するのはいいけれど、妻が死亡した後は自分の血筋に残したい場合、遺言書だとできませんが、信託だとできることになります。



へ～、そんなことができるのですか。遺言で一旦、妻が相続したらもう妻の所有になるので、妻が死亡して子供がいなければ、妻の兄弟姉妹に行ってしまうけど、信託だと自分の指定した血筋に承継することができるのですね。



はい、そういうことになります。そういう意思がある場合は、家族内や血族の親族内できちんと話し合ってから信託を設定した方がいいと思います。



家族信託⑤ ～遺言と信託～

遺言書と信託契約の内容を整合性をとって作成しないといけないですね。



はい、まずは何を遺言書で承継させて、何をどういう目的で信託にするかをきちんとしなければいけません。複雑になりますので専門家を入れて検討される方がよいです。



両方の間で内容に矛盾がある場合はどうなるのですか。



一言で言うと信託契約が優先されることになります。遺言書が先にできてそれに矛盾する信託契約ができれば抵触する遺言書の部分は撤回されたものとみなされます。



何か複雑すぎて。。



信託契約が先にある場合で、同じ財産を遺言書に書いてもそもそも名義が受託者になるので遺言の対象になりません。ああ、また複雑にしてみました。申し訳ありません。
とにかく専門家に一度相談されることをお勧めします。



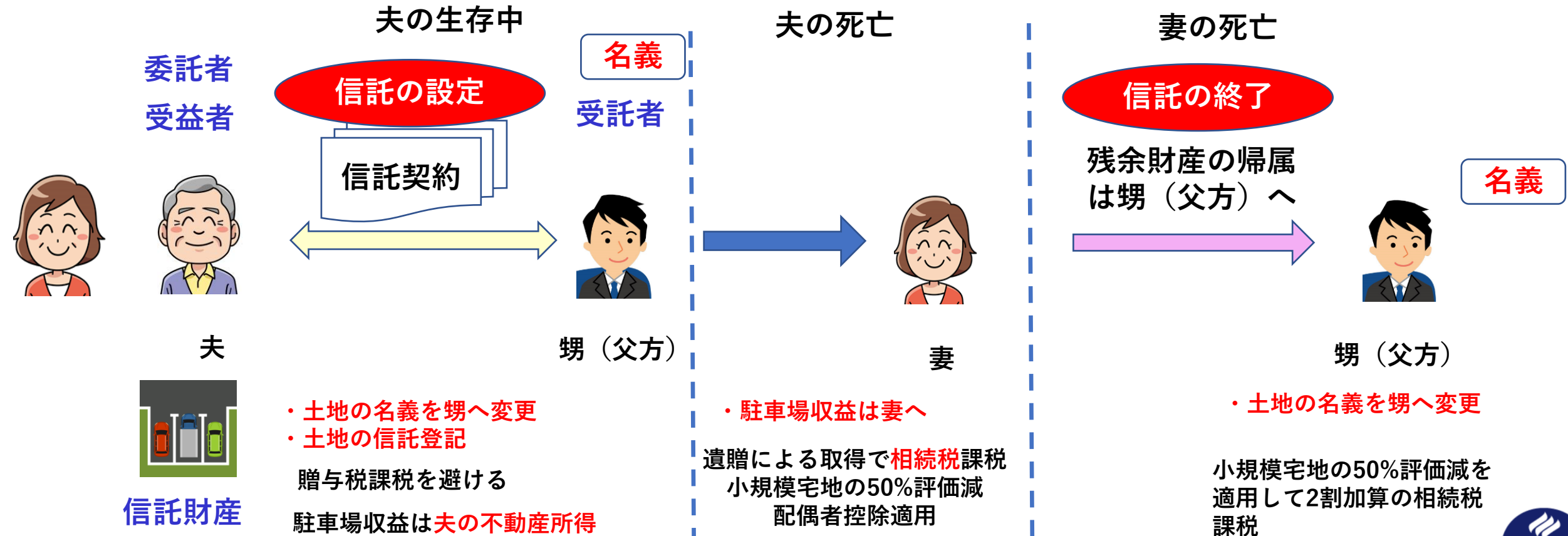
本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 遺言書と家族信託を併用することはできますが、何を遺言書で承継させるのか、何の資産を信託を活用するのかその目的をはっきりとさせる必要があります。
- ✓ 遺言書だと1代限りの承継ですが、信託を利用すると受益者を連続して設定することができます。
- ✓ 受益者を連続して設定する場合、受託者が死亡することもあります。第二受託者、第三受託者と予備的に設定しておくことも必要になります。

事例4 先祖からの土地を末代まで残したい

設定の背景、想い

- ◆先祖代々の土地を**自分の家系の者**に継がせたい。
- ◆私の相続後、私たちには子供がないので**妻の相続時に妻の家系に土地を継がせたくない。**



遺言と信託の関係は？

遺したい財産を1代限りか、2代以降も意思があるのかで併用を検討する。

純粹な
遺言

純粹な
信託

遺言書

信託行為

公正証書

秘密証書

自筆証書

保管制度

+

遺言
信託

自己信託

遺言
代用
信託

信託
契約

(1代限りの指定)

(2代以降の指定が可能、但し30年の
制限がある)

効力発生時期は委託者（遺言者）の死亡時

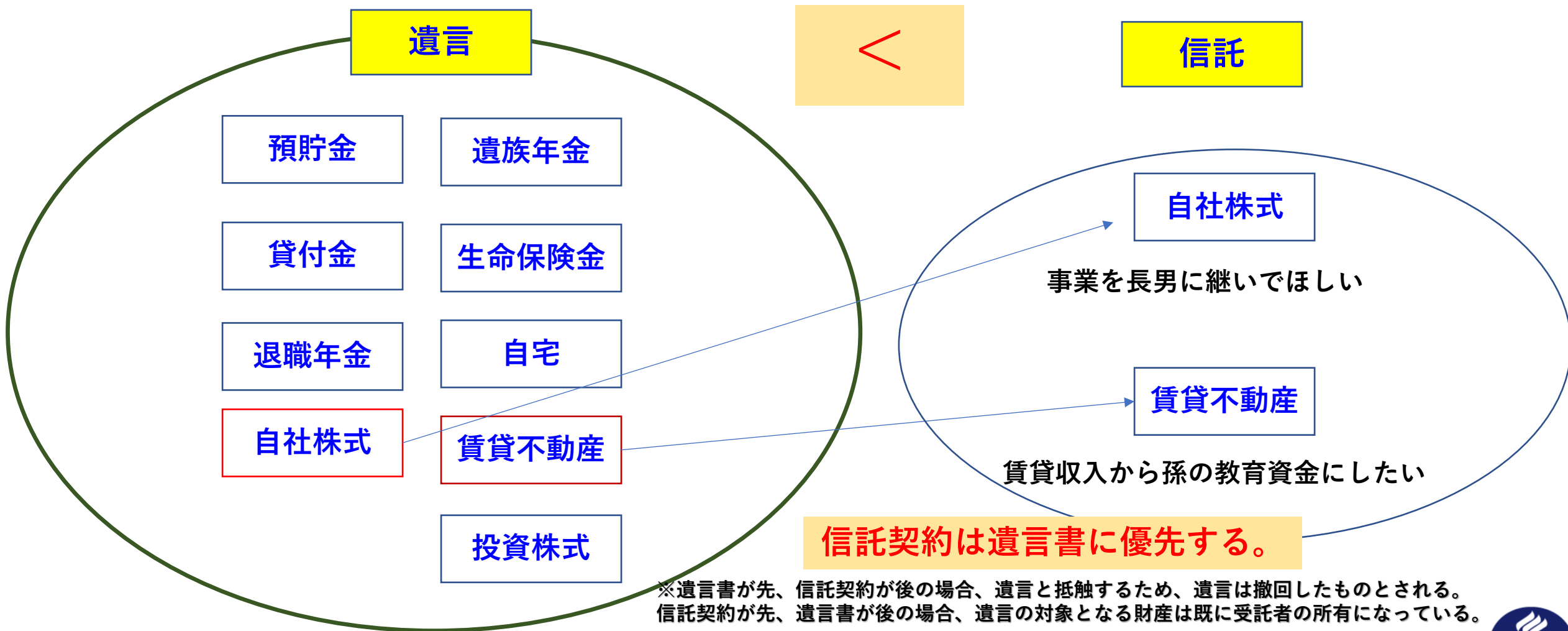
信託契約時等

※40歳以上 男女対象：遺言書準備している3.2% v.s. 書きたい 全体1/3, 独身者1/2

出所：「遺言・遺贈に関する意識・実態把握調査 要約版 2021年」

遺言と信託の関係は？

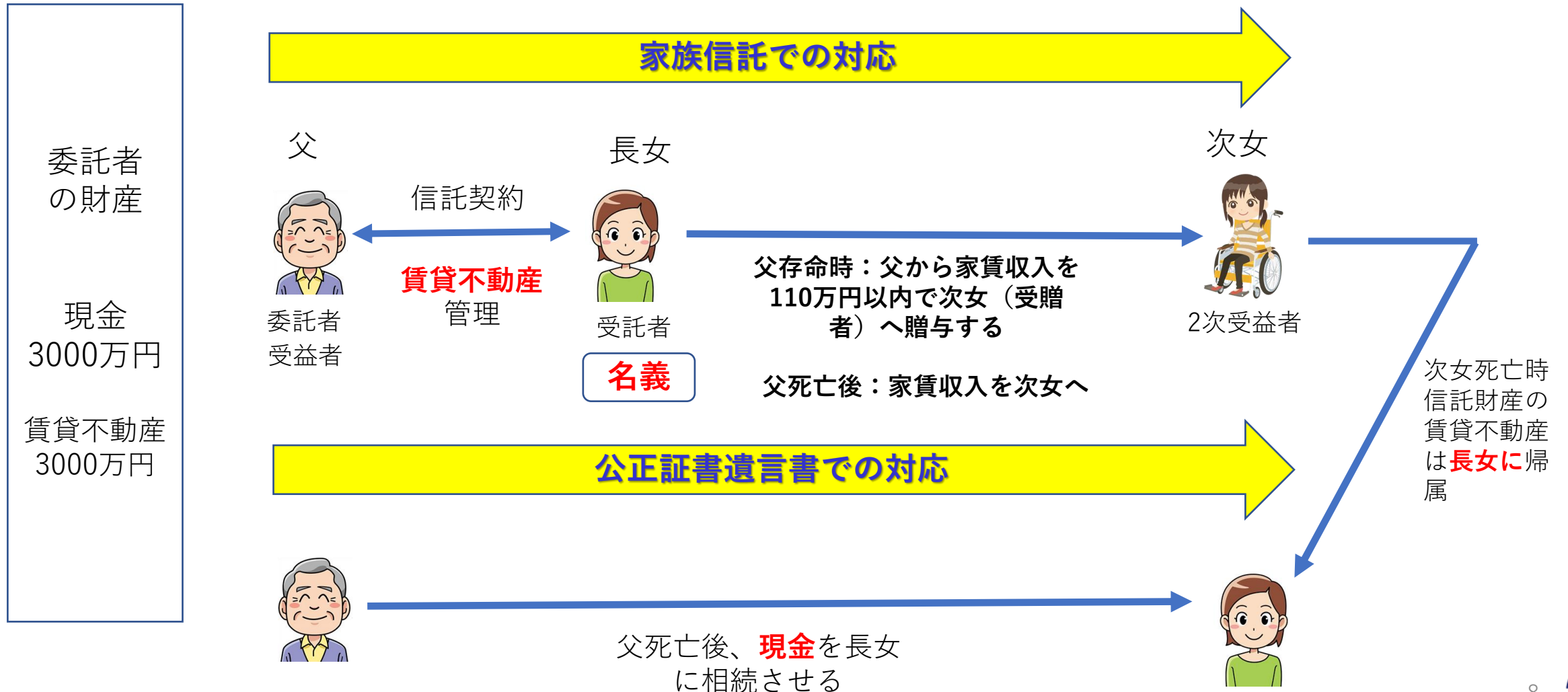
併用可能ですが信託設定した財産は遺言書の記載対象にはなりません、信託分でも遺留分の対象にはなります。



※遺言書が先、信託契約が後の場合、遺言と抵触するため、遺言は撤回したものとされる。
信託契約が先、遺言書が後の場合、遺言の対象となる財産は既に受託者の所有になっている。
⇒ 結局、遺言と信託では、**信託が優先されることになる。**

家族信託と遺言書の活用事例

全体のバランスを考えて、家族信託と遺言書を併用する事例です。



Thinking time !

家族信託を少し理解してみましょう。

遺言書と信託①

- ・ 一般に遺言書と信託契約を併用する理由は何だと思えますか。

遺言書と信託②

- ・ 貴方が将来、遺言書と信託を併用する場合、どのような場合を考えていますか。



業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

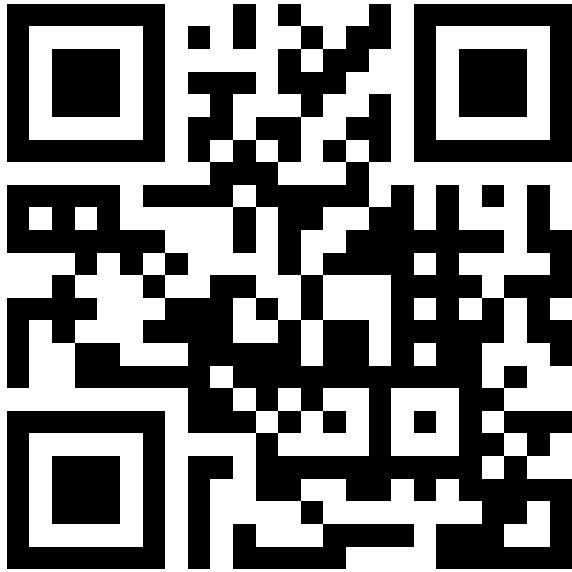
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

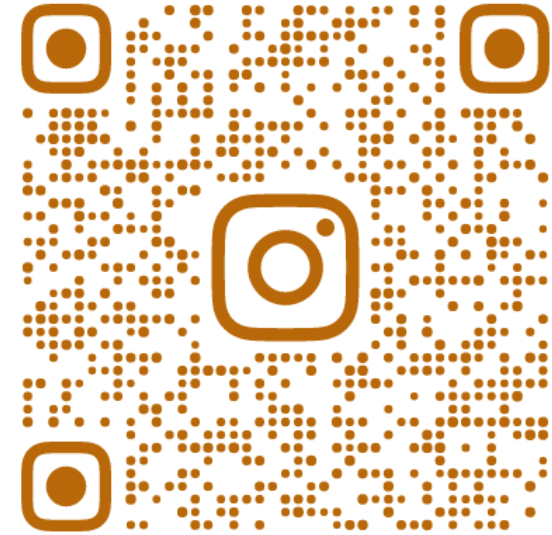
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN